

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和5年 6月 26日	
鳥取県知事 様	
提出者	
住所 鳥取県米子市富益町 88 番地 1	
氏名 米子製鋼株式会社	
代表取締役社長 井上 昭彦	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 0859-28-8111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	米子製鋼株式会社
事業場の所在地	鳥取県米子市富益町 88 番地 1
計画期間	令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種類	鉄鋼業
2 事業の規模	昨年度の製造品出荷額 2,227,917千円
3 従業員数	148人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 1の通り

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
<p>(管理体制図)</p> <p>別紙 2の通り</p>	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
1 現状	【前年度（令和4年度）実績】
	産業廃棄物の種類 別紙 3の通り
	排出量 別紙 3の通り
	(これまでに実施した取組) 社内再利用量の増量(設備の更新) 社内中間処理品の売却先拡販 廃プラスチック(発泡等)の再生設備による燃料の販売 木くずの社内処理設備の導入 スクラップ、鋼流れ等の製品としての売却先拡販
2 計画	【目標】
	産業廃棄物の種類 別紙 3の通り
	排出量 別紙 3の通り
	(今後実施する予定の取組) 社内再利用量の増量(砂再生処理設備の更新検討) 社内中間処理品の売却先拡販
産業廃棄物の分別に関する事項	
1 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 保管場所、保管容器による分別を実施 設備部品の分解、分別

	2 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 社内への定期的な注意喚起
--	------	---

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
1 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙 3の通り
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	別紙 3の通り
	(これまでに実施した取組) 再利用率の増量(回収砂の積極的活用)	
2 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙 3の通り
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	別紙 3の通り
	(今後実施する予定の取組) 再利用率の増量(砂再生処理設備の更新検討)	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
1 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙 3の通り
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	—
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	別紙 3の通り
	(これまでに実施した取組) 選別処理の実施	
2 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙 3の通り
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	—

	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	別紙 3の通り
	(今後実施する予定の取組) 選別処理設備の更新検討	

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
1 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	—
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	—
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
1 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙 3の通り
	全処理委託量	別紙 3の通り
	優良認定処理業者へ の 処理委託量	別紙 3の通り
	再生利用業者へ の 処理委託量	別紙 3の通り

		認定熱回収業者への処理委託量	—
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>委託業者との定期的面談</p> <p>廃棄物処理場の視察</p> <p>(昨年は鳥取市の処理業者を訪問)</p>		

(第5面)

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙 3の通り
	全処理委託量	別紙 3の通り
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙 3の通り
	再生利用業者への処理委託量	別紙 3の通り
	認定熱回収業者への処理委託量	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>委託業者との話合いの継続と定期的な現地確認</p> <p>優良認定処理業者を含めた新規取引先の開拓</p>	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理の工程

1

鋳さい

- ・ 鋳造工程

鋳物砂、粘結剤→混練→造型→型組→鋳込み→冷却→砂型解砕→砂回収→ 50 %
再利用→ 50 %を中間処理→廃砂→再生業者に委託→再生砕石

- ・ 溶解工程

鉄屑、造滓材→電気炉溶解→炉さい→最終処分委託→埋立

2

がれき類

最終処分委託→埋立

3

廃プラスチック類

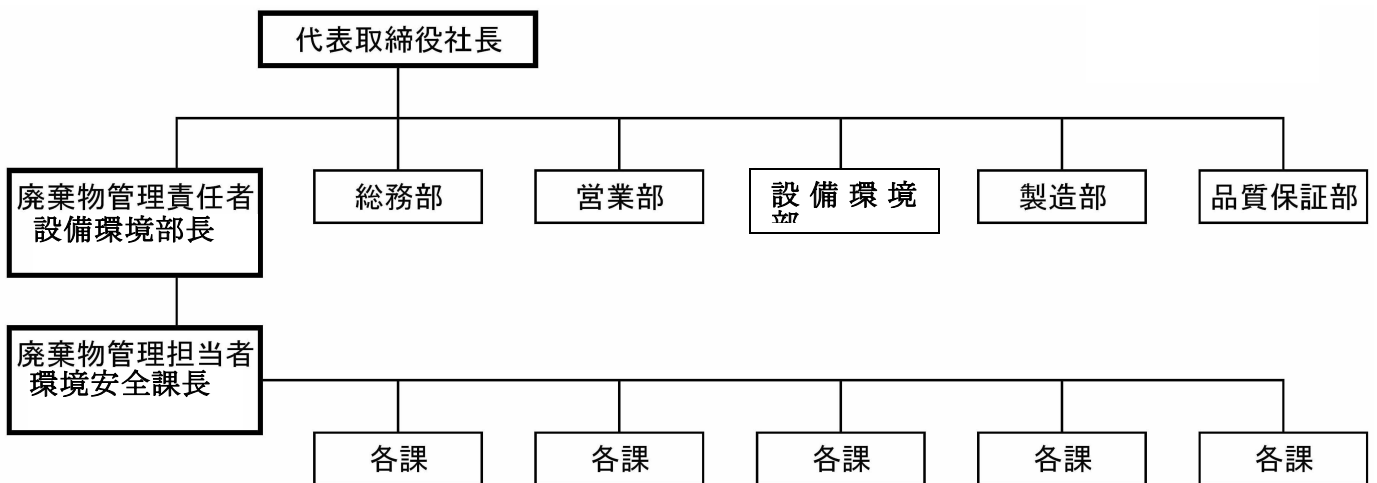
破碎→焼却→灰を埋立

4

廃油(鋳物油)

再生処理業者へ委託→再生油

- 廃棄物管理責任者
- 廃棄物処理に関する方針の策定
 - 廃棄物処理に関する各事項の決定、承認
- 廃棄物管理担当者
- 廃棄物処理計画の作成
 - 廃棄物処理施設の管理
 - 委託業者の調査、選定及び管理
 - 委託契約の締結
 - マニフェストの交付・管理
 - 監督官庁への各種報告
 - その他関係事項



令和4年度の産業廃棄物発生量(実績) (単位:トン)

	鋳さい	がれき類	廃プラスチック類	合計	廃油 (鋳物油)
排出量	8,100	89	1.75	8,191	1,950(L)
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	4,431			4,431	
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1,353			1,353	
全処理委託量	2,316	89	1.75	2,407	1,950(L)
優良認定処理業者への処理委託量	557	89		646	
再生利用業者への処理委託量	1,759			1,759	1,950(L)

令和5年度の産業廃棄物発生量(目標) (単位:トン)

産業廃棄物の種類	鋳さい	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	廃プラスチック類	廃油、金属くず	合計	廃油 (鋳物油)
排出量	7,700	88	1.50	3	7,793	1,800(L)
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	4,000				4,000	
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1,500				1,500	
全処理委託量	2,200	88	1.50	3	2,293	1,800(L)
優良認定処理業者への処理委託量	500	88		3	591	
再生利用業者への処理委託量	1,700				1,700	1,800(L)